

日本語予備教育を行う留学生別科等の基準に関する協力者会議の開催について

令和元年 8 月 26 日
高等教育局長決定

1. 趣旨

一部の大学において不適切な入学者選考や不十分な在籍管理等により大量の所在不明者等の発生を招いた事案を踏まえ、文部科学省及び出入国在留管理庁において、大学、専修学校における留学生の受入れの適正化及び留学生の在籍管理の徹底を図ることとした。

この一環として、これまで基準がなかった専ら日本語教育を行う大学の別科及び学部進学のための日本語予備教育を行う課程（以下、「留学生別科等」という。）については、出入国管理及び難民認定法第 7 条第 1 項第 2 号の基準を定める省令（平成 2 年法務省令第 16 号）において、留学生別科等の教育施設・設備、教員の資質、教育課程等が文部科学省の定める基準に適合していることを留学生受入れの要件として位置付ける方向としている。

このため、当該文部科学省が定める基準において規定すべき項目及びそれに係る具体的な要件の在り方について提言を行うため、有識者で構成される協力者会議を開催する。

2. 検討事項

- (1) 在留資格「留学」を付与することができる留学生別科等に求められる教育施設・設備、教員の資質、教育課程等の基準等に関する事
- (2) 留学生別科等に求められる教育施設・設備、教員の資質、教育課程等の基準への適合性の確認等、基準の運用等に関する事
- (3) その他必要な事項

3. 構成及び運営

- (1) 協力者会議の構成員は、別紙のとおりとする。
- (2) 協力者会議に主査を置き、委員の互選により選任する。
- (3) 協力者会議の運営に関する事項及びその他必要な事項は、協力者会議において定める。

4. 設置期間

協力者会議の設置期間は、令和 2 年 3 月 31 日までとする。

5. 庶務

協力者会議に関する庶務は、高等教育局学生・留学生課留学生交流室において処理する。

(別紙)

伊東	祐郎	国際教養大学専門職大学院教授
加藤	均	大阪大学日本語日本文化教育センターセンター長
佐藤	由利子	東京工業大学環境・社会理工学院准教授
西澤	信夫	独立行政法人日本学生支援機構東京日本語教育センター教員・前センター長
南田	あゆみ	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社主任研究員
村田	春文	独立行政法人国際交流基金日本語第1事業部長
横田	雅弘	明治大学国際日本学部教授

(50音順)

オブザーバー

出入国在留管理庁在留管理支援部在留管理課
高等教育局大学振興課
文化庁国語課